

平成 23 年 8 月 26 日

公共事業に係る政策評価の点検結果

総務省では、各府省が実施した個々の公共事業に係る政策評価について、平成 22 年度に点検を行った結果を取りまとめましたので、公表します。

(連絡先)

行政評価局客観性担保評価担当室

担当：佐藤、村上

電話：03-5253-5403（直通）

FAX：03-5253-5464

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/torikumi.html

公共事業に係る政策評価の点検結果（概要）

総務省では、政策評価の一層の質の向上とそれを通じた評価の実効性の確保を目的として、政策評価の点検活動を実施しています。

今回の「公共事業に係る政策評価の点検結果」は、各府省が実施した個々の公共事業に係る政策評価について、平成22年度に総務省が点検を行った結果を関係府省に通知・公表するものです。

点検結果のポイント

- 11事業124件の公共事業に係る政策評価を点検し、52件（4府省）の評価について課題を指摘。
 - うち45件について、評価書の修正又は再度評価を実施することとなった。
 - うち5件について、マニュアル等を改定することとなった。
- また、簡易水道等施設整備事業等の5事業については、事業ごとに共通する課題も指摘。

※ 公共事業に係る政策評価の点検結果は、例年、年度末に公表しているが、3月に東日本大震災が発生したことを受け、平成22年度の点検結果の通知・公表はこの時期になった。

1 指摘した課題の状況

(1) 11事業124件の公共事業に係る政策評価を点検し、このうち、52件（4府省）の評価について、個別に課題を指摘。また、簡易水道等施設整備事業、砂防事業、住宅市街地総合整備事業、都市再生推進事業及び一般廃棄物処理施設整備事業の5事業については、事業ごとに共通する課題も指摘。

府省名	事業名	点検対象とした評価件数	個別の評価に対する指摘				共通課題の指摘
			課題を指摘した評価件数	各府省の対応			
				評価書の修正・再度評価を実施	マニュアル等を改定	今後、改善を検討	
厚生労働省	簡易水道等施設整備事業	29件	4件	1件	3件	—	○
農林水産省	国営農地再編整備事業 国営総合農地防災事業 直轄海岸保全施設整備事業 森林環境保全整備事業	18件	8件	8件	—	—	—
国土交通省	砂防事業	14件	6件	4件	2件	—	○
	都市・幹線鉄道整備事業	11件	7件	6件	—	1件	—
	住宅市街地総合整備事業 都市再生推進事業 住宅市街地基盤整備事業	28件	7件	6件	—	1件	○ ○ —
環境省	一般廃棄物処理施設整備事業	24件	20件	20件	—	—	○
合計		124件	52件	45件	5件	2件	—

(2) 今回の点検において指摘した内容について、各府省において周知徹底等が図られることにより、公共事業に係る政策評価が適切に実施される効果が見込まれる。

2 指摘事項の類型別件数（主な事例の概要は、3ページ以降を参照）

事実関係の把握・整理を行い、総務省から各府省に指摘した事項の類型は、以下のとおり。

- ・ 費用対効果分析マニュアルに不備等がある 1件
- ・ 分析が事業内容や地域の実情に即していない 5件
- ・ 需要予測等に疑義がある 7件
- ・ 評価書における記載が不十分であり評価内容が不明 11件
- ・ 費用対効果分析の実施に当たって設定されている代替案に疑義がある 3件
- ・ 計上されている費用及び便益の現在価値に疑義がある 2件
- ・ 便益として計上すること／しないことに疑義がある 3件
- ・ 計上する便益の算出過程に疑義がある 51件
- ・ 費用として計上すること／しないことに疑義がある 20件
- ・ 計上する費用の算出過程に疑義がある 5件

〔複数の類型に該当するものがあるため、合計は府省別件数や事業別件数とは一致しない。〕

<事例1> 費用対効果分析マニュアルに不備等があるもの

簡易水道等施設整備事業（共通事項）〔厚生労働省〕

（事業概要）101人以上5,000人以下を給水人口とする簡易水道に係る施設整備等を行い、安定した水の供給を行う。

（評価の概要）

- 水道事業の費用対効果分析マニュアル（以下「水道評価マニュアル」という。）の算定事例では、簡易水道事業の実施による水道の普及効果として、需要者が水を確保するための井戸の建設等を回避できることから、井戸の建設費等を便益として計上することを示しており、実際の評価においても、井戸の建設費等が便益として計上されている。
- また、水道評価マニュアルでは、各事業者が地域の特性等を考慮して便益を算定することは差し支えないとしており、厚生労働省は、実際の評価においても井戸の建設費等について、地域の実情等に応じて適切に設定しているとの見解を示している。



しかしながら、以下のような地域においても、井戸の建設費等を単純に便益として計上しているものがみられた。

① 地理的条件により井戸の建設が困難な地域

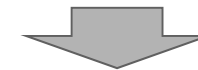
井戸の建設が困難な地域においても単純に井戸の建設費等を計上。

② 水道未普及地域

現に井戸を含めて何らかの水の確保手段は存在するはずであるにもかかわらず、単純に全世帯に新たな井戸の建設費等を計上。

【総務省の指摘】

- 井戸の建設が現実的ではない地域においても、地域事情を踏まえて現実的な便益が設定されるように水道評価マニュアルにおける井戸の建設等の考え方の記載を充実させるべきではないか。



【厚生労働省の対応】

- より地域事情を踏まえた便益が設定されるよう、水道評価マニュアルを改定し、井戸の建設等の考え方についての記載を充実させる旨が示された。
- ※ 本指摘等を踏まえ、平成23年7月に水道評価マニュアルが改定された。

<事例2> 計上する便益の算出過程に疑義があるもの

簡易水道再編推進事業（茨城県常陸大宮市）〔厚生労働省〕

（事業概要）茨城県常陸大宮市が事業主体となり、第1簡易水道に隣接する照山簡易水道及び皆沢簡易水道を広域的な視点から統合して、効率的な水道事業の運営を図る。

（事業期間）平成22年度～26年度

（事業費）19.1億円

（B/C） 6.2（便益：226.4億円、費用：36.7億円）

（評価の概要）

- 簡易水道再編推進事業の実施により、需要者が水を確保するための井戸の建設等を回避できることから、井戸の建設費等を便益として計上している。
- 本事業における井戸の1基当たりの建設単価は、水道事業の費用対効果分析マニュアルの算定事例や他の事業における1基当たりの建設単価と比較して高く設定されている。

井戸の1基当たりの建設単価（単位：千円）

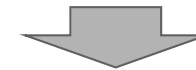
	茨城県 常陸大宮市	水道評価 マニュアル	岩手県 一関市	秋田県 八峰町	三重県 大台町	広島県 三原市
単価	5,252	2,000	1,600	1,500	1,500	1,500
深度	60m	30m	30m	15m	30m	50m

他の事業等と比較して高い単価（1基当たりの建設単価）となっているが、厚生労働省は、井戸の建設単価については地域事情により一律に設定できるものではなく、それぞれの地域において適切に設定しているとの見解。

⇒ 評価書において本事業の井戸の1基当たりの建設単価の設定根拠が明らかにされていない。

【総務省の指摘】

- 平成22年5月に「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」が策定されたことを踏まえ、単価設定をする場合、事後的に外部の人間が評価結果を検証できるように単価の算定根拠を評価書に明記すべきではないか。



【厚生労働省の対応】

- 今後、より適切に資料の公表等が実施されるよう、水道施設整備事業の評価の公表等について規定している「水道施設整備事業の評価実施要領」等の記載を充実させる旨が示された。
- ※ 本指摘等を踏まえ、平成23年7月に水道施設整備事業の評価実施要領等が改定された。

<事例3> 計上する便益の算出過程に疑義があるもの

森林環境保全整備事業（北海道八雲町）〔農林水産省〕

（事業概要）近年の木材価格の低迷と林業従事者の高齢化や不況等から手入れが不十分な森林が見られるようになってきたため、森林整備事業計画を作成し、これに基づく森林整備及び路網整備を推進する。

（事業期間）平成22年度～26年度

（事業費）26.3億円

（B/C） 5.35 （便益：272.0億円、費用：50.8億円）

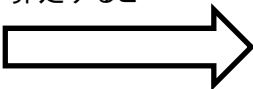
（評価の概要）

- 林野公共事業における事前評価マニュアル（以下「林野評価マニュアル」という。）によると、炭素固定便益※の算定に当たり、評価最終年における森林の蓄積量の算定が困難な場合には、「事業を実施しない」場合の森林の蓄積量を、「事業を実施する」場合の「2分の1」と仮定し、「実施する」の蓄積量から「実施しない」の蓄積量を差し引くことにより便益を算定している。
- 本事業においては、林野評価マニュアルにおける算定方法とは異なり、評価最終年における「事業を実施しない」場合の当該森林の蓄積量が「ゼロ」とされており、「事業を実施する」場合の蓄積量から差し引かれていない。

今回の評価での算定

便益：2,485,257千円
B/C：5.35

マニュアルどおりに算定すると…



林野評価マニュアルの算定

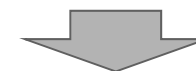
便益：1,242,629千円
B/C：5.11

※ 炭素固定便益
森林整備等を実施することによって森林に蓄えられるCO₂の増加分を推計し便益として評価するもの

【総務省の指摘】

- 炭素固定便益の算定に当たり、林野評価マニュアルとは異なり「事業を実施しない」場合の森林の蓄積量を「ゼロ」とし、「事業を実施する」場合の森林の蓄積量のみを算定対象としているため、**炭素固定便益が過大に算定されている**のではないかと指摘されている。

※ 厚沢部町、せたな町、今金町、平取町、新ひだか町及び紋別市においても、八雲町と同様の算定方法となっている。



【農林水産省の対応】

- 林野評価マニュアルに沿った算定式になっておらず、炭素固定便益が過大に算定されているため、**林野評価マニュアルの算定方法に沿って算定し、評価書を修正する**旨が示された。

※ 厚沢部町、せたな町、今金町、平取町、新ひだか町及び紋別市における森林環境保全整備事業についても、八雲町と同様の方法で炭素固定便益を算定しているため、これらについて**評価書を修正する**旨が示された。

<事例4> 費用対効果分析マニュアルに不備等があるもの

砂防事業（共通事項）〔国土交通省〕

（事業概要）重荒廃地域、都市地域に重点を置いて、砂防えん堤、床固工群等の砂防設備の整備を行うことによって、流域における荒廃地域の保全を行うとともに下流河川の河床上昇を防ぎ、土砂流出による災害から人命、財産等を守ることを主たる目的とする。

（評価の概要）

- 砂防事業の事業期間は全体的に長期にわたっているため、それに伴い評価対象期間も長期のものとなり、残事業分の評価対象期間が約200年に及ぶ事業も存在する。

事業名	評価対象期間	
	全事業	残事業
神通川水系直轄砂防事業	282年	191年
重信川水系直轄砂防事業	224年	162年
飯豊山系直轄砂防事業(阿賀野川水系)	215年	184年
木曾川水系直轄砂防事業	211年	138年
利根川水系直轄砂防事業(藤岡市・神流町・上野村)	187年	135年

※ 治水経済調査マニュアル（案）及び土石流対策事業の費用便益分析マニュアル（案）では、評価対象期間は、「施設整備期間＋50年間」とされている。

【総務省の指摘】

- 砂防事業の評価対象期間は全体的に長期であり、中には200年を超えるものも存在するが、200年後の状況を現時点において正確に予測することは困難ではないか。



【国土交通省の対応】

- 平成22年度からおおむね30年程度の中期的な目標を設定し、事業評価を行っている旨が示された。
- 中期的な目標やそれに基づく評価対象期間の設定について、マニュアルに定めるための検討を行っていく旨が示された。

<事例5> 計上する便益の算出過程に疑義があるもの

飯豊山系直轄砂防事業（胎内川水系）（北陸地方整備局）〔国土交通省〕

- （事業概要）①水系対策 土砂生産抑制・流出土砂抑制及び流出土砂調節を図り、水系内及び下流域の洪水・土砂氾濫を防止
②土石流対策 土石流による直接的な被害の防止
- （事業期間）昭和54年度～平成61年度
- （事業費）91億円（残事業費 40億円）
- （B/C） 2.8（便益：334億円、費用：119億円）

（評価の概要）

砂防事業の評価における便益は、確率規模※ごとに被害軽減期待額（砂防事業を実施しなかった場合に発生することが想定される被害額）を算出し、これを基に算定されている。

- ① 本事業の便益である間接被害の軽減の内訳の一つに「発電所の被害軽減期待額」があるが、残事業分においてのみ計上されており、既投資分においては計上されていない。

【便益の内訳】	（既投資分）	（残事業分）
・一般資産	148.0億円	9.2億円
・農作物被害	6.7億円	0.2億円
・公共土木被害	119.0億円	16.0億円
・間接被害	6.9億円	7.4億円
・人的被害	18.4億円	2.1億円

「発電所の被害軽減期待額」が含まれていない。

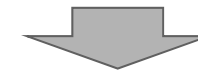
- ② 水系対策については、「治水経済調査マニュアル（案）」に基づき確率規模を6ケース程度設定する必要があり、土石流対策については、「土石流対策事業の費用便益分析マニュアル（案）」に基づき3ケース設定する必要がある。

発電所被害対策においては、確率規模の設定数は3ケースとなっている。

※ 年超過確率で示される流量規模。例えば、確率規模1/10は、10年に1度の確率で発生する洪水における流量規模を示す。

【総務省の指摘】

- ① 発電所の被害軽減期待額について、残事業分のみ便益として計上しているが、既投資分についても計上すべきではないか。
- ② 発電所の被害軽減期待額の算出に当たって確率規模を土石流対策と同様に3ケース設定しているが、発電所被害が洪水・土砂氾濫による被害であることを想定しているのであれば、治水経済調査マニュアル（案）に従って、確率規模を水系対策と同様に6ケース設定すべきではないか。



【国土交通省の対応】

- 総務省の指摘を踏まえ、既投資分の発電所の被害軽減期待額を便益に含め、また、確率規模を6ケース設定して再計算を行ったところ、B/Cは3.2となり、評価書を修正する旨が示された。

<事例6> 需要予測等に疑義があるもの

相鉄・JR直通線速達性向上事業、相鉄・東急直通線速達性向上事業（鉄道建設・運輸施設整備支援機構）〔国土交通省〕

（事業概要）首都圏における広域的な都市鉄道のネットワークの形成、都市鉄道の利便性の向上を図るため、横浜市西部及び神奈川県中央部と東京都心間を結ぶ「相鉄・JR直通線」及び「相鉄・東急直通線」を整備する。

（事業期間）相鉄・JR直通線 平成18年度～26年度（評価時は平成17年度～22年度）、相鉄・東急直通線 平成19年度～30年度

（事業費）相鉄・JR直通線 683億円、相鉄・東急直通線 1,957億円

（B/C）相鉄・JR直通線 2.6（便益：1,438億円、費用：547億円）

相鉄・東急直通線 2.0（便益：3,044億円、費用：1,551億円）

（評価の概要）

相鉄・JR直通線及び相鉄・東急直通線の事業評価は、平成27年の人口予測値を用いて、需要量及び電車を利用する人の利用目的の割合を便益の計測期間中（50年間）一定として利用者便益を算定している。

【需要量】（平成27年の推計値）

相鉄・JR 68.5千人／日

開業時（西谷・羽沢間）

相鉄・東急 201.8千人／日

開業時（羽沢・日吉間）

整備路線沿線の総人口は減少傾向にあり、生産年齢人口（通勤・業務利用が多く、時間評価値※が高い層）も減少する。

※時間評価値

事業による1分当たりの時間短縮価値を料金に換算したもの

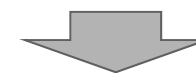
利用目的による時間 評価値（1分当たり）

	相鉄・JR	相鉄・東急
通勤	47円	47円
私事	21円	21円
通学	15円	15円
業務	48円	48円

【総務省の指摘】

- 国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本路線沿線の総人口は減少傾向であることから、開業後の需要量を便益の計測期間中一定とせず、**人口減の変化を反映させた需要推計**を行う必要があるのではないか。

また、生産年齢人口（時間評価値が高い層）が総人口に占める割合も減少傾向が顕著であることから、電車を利用する人の**利用目的の変化を予測し**便益の算定に反映する必要があるのではないか。



【国土交通省の対応】

- 平成23年度末までに実施する予定の相鉄・JR直通線及び相鉄・東急直通線の再評価時に、**可能な限り反映する**こととされた。

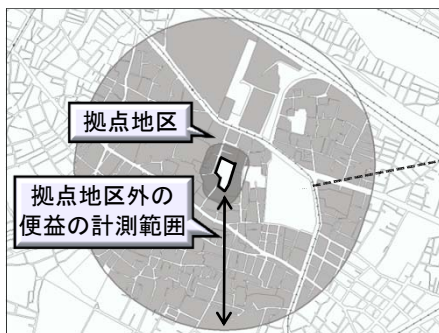
<事例7> 費用対効果分析マニュアルに不備等があるもの

住宅市街地総合整備事業（共通事項）〔国土交通省〕

（事業概要）住宅市街地総合整備事業（拠点開発型・沿道整備型）（以下「住総事業」という。）は、住宅及び公共施設の整備等により、既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新及び街なか居住の推進等を図ることを目的とする。

（評価の概要）

- 本事業の費用便益分析においては、拠点地区（事業を実施する地区）外の便益については、ヘドニック法※を用いて計測対象の土地の地価上昇額の総額を計上している。
- ヘドニック法を用いて地価の上昇を算出する事業としては、住総事業の他に市街地再開発事業及び土地区画整理事業等があるところ、拠点地区外の便益を計測する土地の対象について、以下のとおり区々となっているなど、費用便益分析に係る基本的な考え方が異なっている。
 - ・ 住総事業の計測対象：可住地面積
（＝総面積から湖沼、河川等の公有水面を除いた面積）
 - ・ 市街地再開発事業及び土地区画整理事業の計測対象：宅地面積
（＝「可住地面積」から更に公共用地（道路・公園等）を除いた面積）

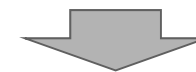


道路・公園等の公共用地(円内の白色の部分)について、住総事業は計測対象に含めているが、市街地再開発事業等は含めていない。

※ ヘドニック法では、公示地価等の地価と土地に係るデータから地価関数を推計し、整備を行った場合と行わなかった場合の地価を算出する。これに各ケースの宅地等面積を乗じて算出した地価総額の差が、事業を行ったことによる地価上昇分であり、これが便益と等しいと考える。

【総務省の指摘】

- ヘドニック法を用いて便益を計測する事業間において、便益の計測対象等の費用便益分析に係る基本的な考え方が異なる点について、整合を図るべきではないか。



【国土交通省の対応】

- 住総事業は、補助金制度から一括交付金制度へと制度移行している現状を考慮すると、今後、費用便益分析の対象事業について検討を要することが考えられるため、この検討に併せて費用便益分析マニュアルの見直しについても検討する旨が示された。

<事例8> 計上する便益の算出過程に疑義があるもの

若久地区住宅市街地総合整備事業（都市再生機構）〔国土交通省〕

（事業概要）都市再生機構団地において、従前居住者向けのバリアフリー化された賃貸住宅の整備及び民間事業者による多様な住宅供給を図るほか、公益施設等の整備及び誘導を行うこと等を目的とする。

（事業期間）平成22年度～28年度

（事業費）112億円

（B/C） 1.17（便益：204億円、費用：174億円）

（評価の概要）

事業による地価の上昇を算出し、便益として、事業を実施する拠点地区内は整備施設に係る賃貸等収益と残存価値を、また、拠点地区外は地価上昇額の総額を計上している。

① 便益の計測に必要な地価関数の推計に当たり、地価として用いた相続税路線価を1.25倍し、公示地価ベースとなるよう補正しているにもかかわらず、推計した地価関数から算出した地価総額を再度1.25倍している。

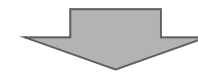
② 地価関数から地価を算出するために必要な属性値の設定に当たり、拠点地区における属性値は、データポイント33から36及び45から47の平均を採用しているが、データポイント48が拠点地区内に位置しているにもかかわらず、理由なく対象から外れている。



③ 事業なし地価は、地価関数から算出した地価に乖離係数（地価関数の推計に用いた地価の平均/地価関数から推計したモデル地価）を乗じて補正する必要があるが、本事例の拠点地区内の収益及び残存価値の算出に用いられている用地費の算出根拠である「事業なし地価100,160円/㎡」は、「乖離係数0.835」により補正されていない。

【総務省の指摘】

- ① 拠点地区外の地価上昇額の総額は、27.2億円ではなく、再度1.25倍される前の地価総額から算出した21.7億円ではないか。
- ② 拠点地区内のデータポイント48も含めて、拠点地区における属性値を設定すべきではないか。
- ③ 収益及び残存価値の算出に用いる事業なし地価は、100,160円/㎡ではなく、これに乖離係数0.835を乗じて補正した地価83,640円/㎡ではないか。



【国土交通省の対応】

総務省からの指摘を踏まえて、評価書を修正することとなった。

<事例9> 費用対効果分析マニュアルに不備等があるもの

都市再生推進事業（都市再生総合整備事業）（共通事項）〔国土交通省〕

（事業概要）都市再生総合整備事業（総合整備型）（以下「都市再生事業」という。）は、事業実施により都市拠点の形成が早期に実現し、利便性や快適性が増加することを目的とする。

（評価の概要）

都市再生総合整備事業の費用便益分析マニュアル（以下「都市評価マニュアル」という。）において、費用及び便益の計測対象は、都市再生事業のみならず、これに先導される事業（土地区画整理事業等）も加えた二つの事業の整備対象施設全てを対象とし、また、都市再生事業による場合（withケース）のB/Cが、比較対象とする他の事業による場合（with' ケース）のB/Cを上回ることも事業を実施する要件の一つとされている。

- ① 都市評価マニュアルにおいて、withケースとwith' ケースのB/Cの比較の適正性を担保するために示されるべき、with' ケースにおける事業の整備開始年及び事業期間の設定方法が示されていない。

（都市評価マニュアルの計測例における設定）

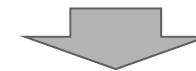
整備開始年・事業期間の設定根拠が不明

事業種別	事業	withケース	with'ケース
都市再生事業 又は他の事業	S駅周辺(駅周辺施設)	2000年次～5年間	2005年次～10年間
先導される 事業	S駅周辺(建築物)	2001年次～10年間	2010年次～15年間
	臨海部(土地区画整理)	2005年次～10年間	2015年次～15年間
	臨海部(建築物)	2010年次～15年間	2016年次～15年間

- ② 都市評価マニュアルにおいて、便益を計測するために推計した地価関数から地価を算出する際に、重回帰分析によって示された「t値」が低い説明変数は採用しない旨が記載されているにもかかわらず、都市評価マニュアルの計測例においては、「t値」が0.16で採用されている説明変数がある一方、3.35でも採用されていない説明変数がある。

【総務省の指摘】

- ① 都市評価マニュアルにおいて、with' ケースにおける事業の整備開始年及び事業期間の設定について、評価者の恣意が排除される設定方法を示し、withケースとwith' ケースのB/Cの比較の適正性を高めるべきではないか。
- ② 都市評価マニュアルにおいて、地価の算出に当たり、地価関数の説明変数の採否に係る「t値」の具体的な基準が不明である。



【国土交通省の対応】

- ① 都市評価マニュアルにおいて、with' ケースにおける事業の整備開始年及び事業期間の設定の考え方を具体的に示す方向で検討する旨が示された。
- ② 都市評価マニュアルの計測例を修正する旨、また、説明変数については、当該説明変数の特徴等も踏まえ採否を判断すべきものと認識しているため、都市評価マニュアルに上記趣旨を記載する方向で検討する旨が示された。

<事例10> 費用として計上すること／しないことに疑義があるもの 等

堺市臨海・中心部地域都市再生総合整備事業（大阪府堺市、都市再生機構）〔国土交通省〕

（事業概要）大阪湾ベイエリアの再編整備における都市拠点や市街地の整備等の課題に対応するため、臨海部における都市機能の立地を促すアクセス道路の整備及び大和川左岸地区の市街地整備等を進める。

（事業期間）平成12年度～23年度

（事業費）27億円（残事業費 15億円）

（B/C） 1.12（便益：50億円、費用：45億円）

（評価の概要）

事業による地価の上昇を便益とし、道路整備による便益とアクセシビリティ向上による便益（以下「ACC便益」という。）が計上されている。

- ① 商業機能施設に係る費用20億円に、計上されるべき機会費用としての用地費が含まれていない。
- ② 比較対象とする他の事業による場合（with' ケース）における費用便益分析において、ACC便益は、2017年次から2064年次までに計上されているが、このうち2017年次から2019年次までの便益が合計から漏れており、当該便益を合計に算入して計算すると、with' ケースにおけるB/Cは1.04から1.18となり、都市再生総合整備事業による場合（withケース）の1.12を上回る。

割引後		(単位:億円)						
年次	道路整備	便益		先行(道路)	商業機能	費用 維持管理	計	便益-費用
		ACC	計					
2000								
2001								
2015				1.3	7.1	0.0	8.4	-8.4
2016				1.3	6.8	0.0	8.1	-8.1
2017		1.6		1.2		0.0	1.2	-1.2
2018		1.6		1.2		0.0	1.2	-1.2
2019		1.5		1.1		0.0	1.1	-1.1
2020		1.5	1.5	1.1		0.0	1.1	0.4
2021		1.4	1.4	1.0		0.0	1.0	0.4
2022		1.4	1.4	1.0		0.0	1.0	0.4

「計」に算入されていない。

【総務省の指摘】

- ① 商業機能施設に係る土地を従前から事業主体が所有している場合であっても、機会費用として用地費を計上すべきではないか。
- ② 漏れていたACC便益を合計に含めると、with' ケースのB/CがwithケースのB/Cを上回ることから、都市再生総合整備事業として実施する要件を満たさず、本事業を実施する妥当性がないのではないか。



【国土交通省の対応】

以下を踏まえ、評価書を修正することとなった。

- ① 商業機能施設に係る土地の費用を計上する旨が示された。
- ② ACC便益の一部を合計に算入していなかった点に加え、費用の一部を計上していない点が確認されたことから、これらを反映させて計算をやり直したところ、with' ケースのB/Cは1.07となり、withケースの1.12を上回らない旨が示された。

<事例11> 計上する便益の算出過程に疑義があるもの 等

京浜臨海部地域都市再生総合整備事業（神奈川県川崎市、都市再生機構）〔国土交通省〕

（事業概要）工場跡地等の低未利用地が発生している京浜臨海部地域（4,400ha）の南渡田周辺地区（108ha）及び塩浜周辺地区（113ha）について、先行的な都市基盤整備等を進め、民間開発等による都市機能の集積を図る。

（事業期間）平成11年度～31年度

（事業費）326億円（残事業費 323億円）

（B/C） 1.27（便益：3,299億円、費用：2,602億円）

（評価の概要）

事業による地価の上昇を便益とし、用途転換による便益（以下「用途転換便益」という。）とアクセシビリティ向上による便益（以下「ACC便益」という。）が計上されている。

- ① 用途転換便益は、南渡田周辺地区では1999年次から、塩浜周辺地区では2000年次から計上されており、また、ACC便益は、南渡田周辺地区及び広域では1999年次から、塩浜周辺地区では2002年次から計上されている。

しかしながら、各便益を発現させる事業の費用は、南渡田周辺地区では2014年次から、塩浜周辺地区では2012年次から計上されており、当該事業の着手以前から便益が計上されている。

（事業の着手年次・便益計上年次）

地区	事業	事業着手	用途転換便益計上	ACC便益計上
南渡田 周辺地区	JFEスチール 土地利用転換	2014年次～	1999年次～	1999年次～
	民間開発	1999年次～	関係せず	便益の算出に 関与していない
塩浜 周辺地区	殿町3丁目 将来土地利用	2012年次～	2000年次～	2002年次～
	民間開発	2002年次～	関係せず	便益の算出に 関与していない

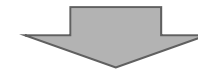
事業着手前に便益が発現している

民間開発は便益の算出に関与していない

- ② 費用及び便益の現在価値化について、再評価を実施した2009年次を基準として行われる必要があるが、事前評価が実施された1999年次を基準として行われている。

【総務省の指摘】

- ① 用途転換便益及びACC便益については、便益を発現させる事業の着手以前から計上されており、便益の計上時期に誤りがあるのではないか。
- ② 費用及び便益の現在価値化について、1999年次ではなく、再評価を実施した年の2009年次を基準として行う必要がある。



【国土交通省の対応】

以下を踏まえ、評価書を修正することとなった。

- ① 用途転換便益については、便益を発現させる事業の実施時期を踏まえて、便益の計上時期を修正する旨が示された。
また、ACC便益については、便益の計上時期と整合がとれる事業から便益を算出し直す旨が示された。
- ② 2009年次を基準として現在価値化する旨が示された。

<事例12> 評価書における記載が不十分であり評価内容が不明なもの

住宅市街地基盤整備事業千葉ニュータウン(NT)地区(3.4.23, 3.4.25)千葉NT関連街路(都市再生機構)[国土交通省]

(事業概要) 新住宅市街地開発事業の進捗とタイミングを合わせ、円滑な整備が必要となる基幹公共施設(道路・下水道・広場等)及び居住環境施設(電線埋設等)を整備することにより、宅地の供給を促進する。

(事業期間) 平成2年度～22年度

(事業費) 17億円(残事業費 2億円)

(B/C) 4.2 (便益:103億円、費用:25億円)

(評価の概要)

平成21年度評価として、千葉NT地区23・25街路(基幹的な公共施設の一つ)及び1～3駅圏道路(基幹的な公共施設以外の公共施設の一つ)の整備事業などの評価を実施している。

「住宅宅地関連公共施設等総合整備事業における費用対効果分析マニュアル」(以下「住基評価マニュアル」という。)によると、基幹的な公共施設のみを整備する場合には「個別の施設整備による効果※1」の評価のみを実施することで差し支えないが、そうでない場合には、「個別の施設整備による効果」及び「総合的な施設整備に係る効果※2」の評価を実施することとされている。



※1 個別の施設整備による効果

公共施設を整備すること自体の効果

※2 総合的な施設整備に係る効果

「個別の施設整備による効果」と「良好な住宅宅地を供給することの効果」の双方を計測するもの

【総務省の指摘】

- 千葉NT地区23・25街路整備事業のほかにも、基幹的な公共施設や、基幹的な公共施設以外の公共施設が整備されているにもかかわらず、「個別の施設整備による効果」のみを用いて評価しているが、住基評価マニュアルに従って「**総合的な施設整備に係る効果**」も測定し、評価書に記載する等の必要があるのではないか。



【国土交通省の対応】

- 「個別の施設整備による効果」、「総合的な施設整備に係る効果」のどちらも $B/C > 1.0$ であることを確認した上で、通常の道路事業との比較が容易である「個別の施設整備による効果」のみを公表値として用いているが、今後、**より客観性の高い公表方法を検討する**旨が示された。

<事例13> 費用対効果分析マニュアルに不備等があるもの

一般廃棄物処理施設整備事業（共通事項）〔環境省〕

（事業概要）3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、以下の施設を整備する。

- ①マテリアルリサイクル推進施設（リサイクルセンター）、②エネルギー回収推進施設（熱回収施設）、③エネルギー回収推進施設（ごみ燃料化施設）、④高効率ごみ発電施設、⑤エネルギー回収推進施設（高効率原燃料回収施設）、⑥有機性廃棄物リサイクル推進施設（汚泥再生処理センター）、⑦最終処分場

（評価の概要）

- 「廃棄物処理施設整備に係る費用対効果分析について」（以下「廃棄物評価マニュアル」という。）では、廃棄物処理施設の便益を主として「代替法」により算出することとしている。
- 廃棄物評価マニュアルでは、便益を金銭価値化するために必要となる項目及び試算例を示しているが、各項目の単価をどのように設定すべきかについて示していないため、廃棄物処理業者の見積りを基にしたものや、資料から引用したものなど、様々な方法で単価が設定されている。

ごみの委託処理費(※)

事業主体	単価	単価設定方法
西紋別地区環境衛生施設組合	50,000 円 / t	想定委託先の単価
広島市	40,950 円 / t	民間処理事業者の見積り単価
ふじみ衛生組合	33,180 円 / t	他の処理委託事例を参照
相馬方部衛生組合	30,000 円 / t	想定委託先の単価

※ 熱回収施設等の代替措置として、ごみの処理を廃棄物処理業者に委託した場合の費用

汚泥処理処分費(※)

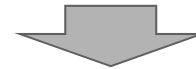
事業主体	単価	単価設定方法
三原市	48,600 円 / 人・年	「建設物価」誌の単価に市の推計排出原単位を乗じて算出
西海市	8,400 円 / 人・年	市の実績
福山市	6,000 円 / 人・年	下水道事業における費用対効果分析マニュアル(案)を参照

※ 汚泥再生処理施設の代替措置として、合併処理浄化槽を設置した場合に必要な汚泥の処理費用

【総務省の指摘】

- 廃棄物評価マニュアルには現行の制度に対応していない箇所がみられるとともに、単価をどのように設定すべきか示されていないため、事業主体によって分析に用いる単価の設定方法が区々となっている。

単価は、便益算出の基礎となるものであるため、廃棄物評価マニュアルにおいて単価設定の考え方を示すべきではないか。



【環境省の対応】

- 現在、廃棄物評価マニュアルの改定のための検討を進めているところであり、単価設定の考え方の記載についても併せて検討を行う旨が示された。

<事例14> 計上する便益の算出過程に疑義があるもの

有機性廃棄物リサイクル推進施設（汚泥再生処理センター）整備事業（新潟県新潟市）〔環境省〕

（事業概要）既存施設の補修等を行うことにより、処理の安定化を図るとともに、脱水汚泥を助燃剤として資源化する汚泥再生処理センターを整備する。

（事業期間）平成22年度～23年度

（事業費）16.4億円

（B/C） 3.873（便益：220.2億円、費用：56.9億円）

（評価の概要）

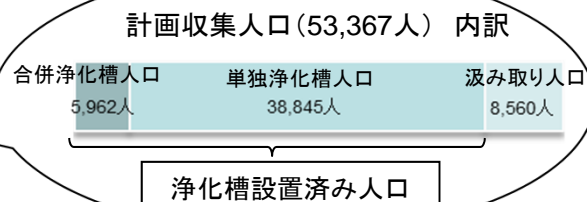
○ 「廃棄物処理施設整備に係る費用対効果分析について」では、汚泥再生処理センターを整備することによる便益の一つとして、同センターを整備せずに他の市場財で代替した場合に必要な費用である「浄化槽」設置費用を計上することとされている。

○ 本事業の費用対効果分析では、当該費用の基となる合併処理浄化槽の設置基数について、供用開始後の平成24年度の新潟市西蒲区の計画収集人口（53,367人）を、平均世帯人数（3.3人）で除した世帯数（16,172世帯）と同数としている。

他方、計画収集人口の内訳は、汲み取り人口（8,560人）、単独処理浄化槽人口（38,845人）及び合併処理浄化槽人口（5,962人）となっており、計画収集人口の約8割は浄化槽を設置済みとなっている。

便益算定の基礎となる
合併処理浄化槽設置基数

計画収集人口(53,367人)
÷ 平均世帯人数(3.3人)
=16,172基



➡ 既に浄化槽を設置済みの世帯にも
浄化槽を設置する計算になっている。

【総務省の指摘】

○ 計画収集人口には、浄化槽設置済みの人口が含まれるため、これを用いて合併処理浄化槽の設置基数を算出すると、既に浄化槽が設置されている世帯にも改めて浄化槽を設置することになるのではないかと。このため、合併処理浄化槽の設置費を便益とするのであれば、その設置基数は、汲み取り人口（8,560人）を平均世帯人数（3.3人）で除して算出した世帯数（2,594世帯）と同数とすべきではないかと。

【環境省の対応】

○ 事業主体である新潟市と調整を行いながら、再度評価を実施する旨が示された。

<事例15> 費用として計上すること／しないことに疑義があるもの

最終処分場整備事業（①北海道西紋別地区環境衛生施設組合、②島根県大田市、③岡山県備前広域環境施設組合、④香川県高松市及び⑤鹿児島県指宿広域市町村圏組合）〔環境省〕

（事業概要）リサイクルや焼却などの廃棄物の中間処理を経て最終的に残った廃棄物を適正に埋立処分するための施設である最終処分場を整備する。

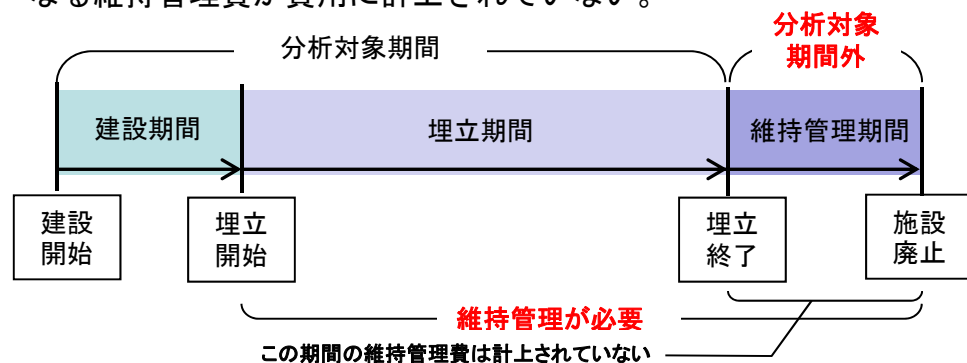
（事業期間）①：平成22年度～24年度、②：平成22年度～24年度、③：平成22年度～25年度、④：平成22年度～23年度、⑤：平成23年度～28年度

（事業費）①：12.6億円、②：35.5億円、③：160.1億円、④：19.3億円、⑤：34.7億円

（B/C）①：1.012（便益：14.2億円、費用：14.1億円）、②：1.055（便益：38.6億円、費用：36.6億円）、③：1.043（便益：240.6億円、費用：230.7億円）、④：1.002（便益：23.7億円、費用：23.7億円）、⑤：1.153（便益：41.5億円、費用：36.0億円）

（評価の概要）

- 「廃棄物処理施設整備に係る費用対効果分析について」（以下「廃棄物評価マニュアル」という。）では、最終処分場の整備に要する費用は、用地費、建設費及び年度別維持管理費により算出することとされている。
- 最終処分場は、埋立終了後直ちに周辺環境に影響を与えなくなるものではなく、埋め立てた廃棄物が安定化するまでの間は、浸出水やガスの処理などの維持管理が必要である。
- 今回の2市3組合の費用対効果分析では、分析対象期間を「建設期間＋埋立期間」としており、「埋立終了後から施設の廃止に至るまでの期間」は含めておらず、したがって、その間に必要となる維持管理費が費用に計上されていない。



【総務省の指摘】

- 最終処分場の機能は、残余容量がなくなり廃棄物の受入れを終了した後も、既に埋め立てた廃棄物が安定化するまでの間は維持する必要があることから、「建設期間＋埋立期間」のみならず、**廃棄物評価マニュアルに従って施設の廃止までの期間を含めて費用対効果分析を行うべきではないか。**



【環境省の対応】

- 最終処分場は、埋立終了後においても法令等に定める廃止の技術上の基準を満たすまでの間、水質等の維持管理を行うこととなるものであるため、各事業主体と調整を行いながら、**再度評価を実施する旨**が示された。

<事例16> 需要予測等に疑義があるもの

有機性廃棄物リサイクル推進施設（汚泥再生処理センター）整備事業（長崎県西海市）〔環境省〕

（事業概要）老朽化が進行している既存のし尿処理施設を新たな汚泥再生処理センターに統合し、汚泥を適正に処理する。

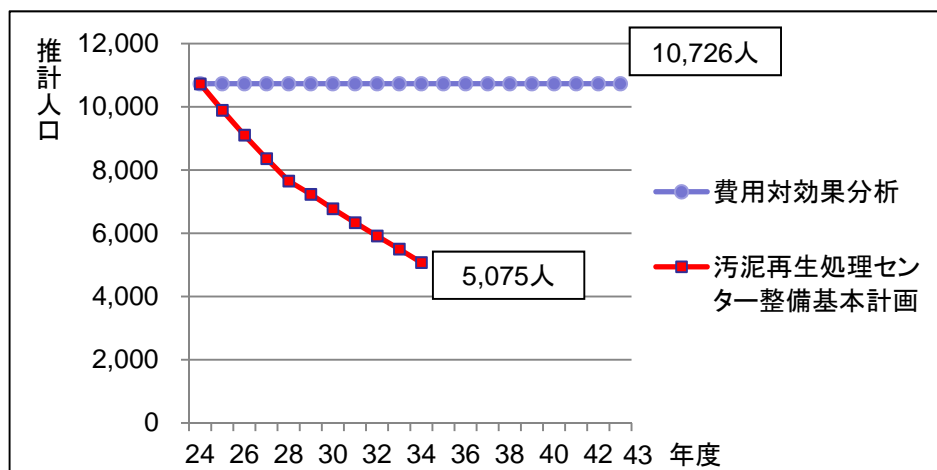
（事業期間）平成22年度～23年度

（事業費）22.2億円

（B/C） 1.778（便益：109.3億円、費用：61.5億円）

（評価の概要）

- 本事業の費用対効果分析では、本事業によって整備する汚泥再生処理センターの稼働開始年度である平成24年度の処理対象人口が、分析対象期間の最終年度である平成43年度までそのまま一定であると仮定し、費用及び便益を算出している（これは、し尿・浄化槽汚泥量等についても同様である。）。
- しかしながら、本施設の整備に当たって別途作成された「西海市汚泥再生処理センター整備基本計画」では、平成34年度まで処理対象人口及び処理対象量が減少を続ける予測となっており、本事業の費用対効果分析と一致していない。



【総務省の指摘】

- 西海市汚泥再生処理センター整備基本計画によると、平成24年度以降、処理対象人口及びし尿・浄化槽汚泥量等が経年的に減少することが見込まれているにもかかわらず、費用対効果分析では供用期間中の最大値である24年度の処理対象人口及びし尿・浄化槽汚泥量等を43年度まで毎年度計上しており、その結果、費用及び便益が過大となっているのではないか。



【環境省の対応】

- 事業主体である西海市と調整を行いながら、再度評価を実施する旨が示された。

3 点検の結果見いだされた一般的な課題

(1) 費用対効果分析マニュアルについて

今回点検した公共事業に係る政策評価の費用対効果分析マニュアルの中には、

- ① そもそも策定から長期間にわたって改定されておらず、現行の制度に対応したものとなっていないもの
 - ② 公共事業の採否や継続を判断するための比較対象として想定する、「本事業を実施しない場合」や「代替案を採用する場合」についての記載が不十分であるもの
- などがみられた。

したがって、費用対効果分析マニュアルについては、その内容に不備がないか、必要な見直しを常に行うことが求められる。

(2) 費用対効果分析の実施に当たって留意すべき事項

今回点検した個々の公共事業に係る政策評価の中には、

- ① 事業を実施することによって発生する効果とは考えられない効果を便益として計上しているもの
- ② 事業の実施に必要な費用が計上されていないもの

など、計上されている便益及び費用について疑義があるものが数多くみられた。

これらは、公共事業の採否や継続を判断するための重要な指標となる費用便益比(B/C)を直接変動させるものであるため、費用対効果分析を行うに当たっては、(i)計上すべき便益及び費用が全て計上されているか、(ii)計上すべきでない便益及び費用が計上されていないかについて、十分留意する必要がある。